

令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

令和2年7月

全国町村議会議長会

令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望

令和2年7月豪雨は、梅雨前線の影響により、九州地方を中心に非常に広い範囲で記録的な大雨をもたらしている。

この豪雨により、河川の氾濫、土砂崩れ等の災害が各地で発生し、尊い人命が失われたほか、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで深刻な被害が生じ、住民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

今後、被災町村では、復旧作業に全力で取り組むこととなるが、財政基盤の脆弱な町村においては、災害復旧に充てる経費にも限度があり、その対応には困難を極めるものとなる。

よって、今般の豪雨災害について、早期の被災者支援及び復旧対策を進めるとともに、地域住民の安全を確保するため、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 激甚災害の早期指定

今回の豪雨災害を激甚災害法に基づく激甚災害に早期に指定すること。

2 被災地との連携強化

早期の被災者支援及び復旧を進めるため、被災地の状況をしっかり把握して速やかな対策を講じるとともに、被災地との連携を一層強化すること。

3 被災町村への支援強化

被災町村における、避難所生活の環境整備をはじめ、被災者の救援について支障を来たすことのないよう、あらゆる手段を講じ、被災町村への支援を強化すること。

また、普通交付税の繰り上げ交付について早期に対応いただいているが、対象地域を拡大するとともに、今後の災害救援、災害復旧等の財政需要に対して、特別交付税等において十分な措置を講じること。

4 被災者支援施策の充実強化

豪雨により生活基盤を失い、厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

5 災害廃棄物に対する支援

膨大な災害廃棄物が発生していることから、被災町村が実施する災害等廃棄物処理事業について、予算を確保するとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等、万全な支援を講じること。

6 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、水道や通信環境等のライフラインは必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の豪雨により大きな被害を受けた道路・橋梁等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設等の早期復旧と財政措置を含めた十分な支援措置を講じること。

7 被災自治体に対する人的支援

県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

8 新型コロナウイルス感染症対策等

(1) 感染防止対策や必要な物資の確保、医療介護体制の整備等に万全を期すため、十分な財政措置等の対策を講じること。

(2) 感染防止対策及び熱中症予防のため、避難所等における空調設備等の整備や維持管理費について必要な財政措置を講じること。

令和2年7月14日

全国町村議会議長会